

# 加 盟 団 体 規 程

## 第1条（目 的）

この規程は、千葉県ソフトテニス連盟（以下「連盟」という。）会則第7条の規定に基づき加盟に関し、必要事項を定め連盟の発展に寄与することを目的とする。

## 第2条（加盟団体）

加盟団体とは、会則第3条の趣旨に賛同し、財団法人日本ソフトテニス連盟（以下「日本連盟」という。）に会員登録した者（以下「会員」という。）によって構成された団体をいう。

## 第3条（加盟手続）

1. 連盟に加盟しようとする団体は、日本連盟が定めるに様式により会則第6条の支部及び競技団体（以下「支部等」という。）を明確にし、連盟に届け出なければならない。
2. 連盟は、届け出内容を精査し加盟することが相応しいと認められたときは、日本連盟に団体申請をしなければならない。

## 第4条（加盟団体の役割）

1. 加盟団体は、連盟の定める会則及び諸規程を遵守しなければならない。
2. 加盟団体は、毎年度6月末までに加盟団体に所属する会員について日本連盟の会員登録を行わなければならない。但し、新規会員登録及び会員の加盟団体の変更登録は随時登録することができる。
3. 加盟団体は、連盟及び支部等からの行事案内、連絡事項等を会員に周知し、会則及び議決事項等に則り明確な処理をしなければならない。
4. 大会の申込等は、その期限を遵守しなければならない。期限が遵守されない場合は、大会申込等についてはその資格を失う。

## 第5条（支部分担金）

1. 支部分担金の額は、会則第23条の規定により毎年代議員会で決定する。
2. 支部は、別表1の書面に会則第11条の理事及び加盟団体の名称、連絡先を記入し分担金を添えて連盟に、毎年4月末日までに届け出なければならない。
3. 支部は、前項の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく連盟事務局まで届け出なければならない。

## 第6条（支部等による理事・代議員の選出）

1. 会則第12条の支部等は、理事1名、代議員2名を選出しなければならない。
2. 支部等は、別表2に理事名及び代議員名を記載した書面を連盟役員改選があった年の3月末までに連盟に届け出なければならない。
3. 支部等は、理事及び代議員に変更が生じた場合は、遅滞なく連盟事務局まで届け出なければならない。

## 第7条（支部等の役割）

1. 支部等は、連盟が定める会則及び諸規程を遵守しなければならない。
2. 支部等は、連盟からの行事案内、連絡事項等を加盟団体に周知し、会則及び議決事項等に則り明確な処理をしなければならない。

## 第8条（規程の改廃）

この規程の改廃等については、連盟理事会の議決による。